

五百万円が十五億の中から控除される
ということになりす。但し昭和二十
一、労働基準法第四十條の特例に關す
（第三四十三号）
施行規則に特例を設けられたとの陳
情。

昭和二十二年十月二十七日印刷

昭和二十二年十月二十八日発行

労働委員会

（三五五）

第八部

第一回 参議院労働委員会會議録第十号

付託事件

- 職業安定法案（内閣送付）
- 労働基準法の適用除外規定設定に關する陳情（第二五十二号）
- 失業手当法案（内閣送付）
- 失業保険法案（内閣送付）
- 企業再建整備その他に關する陳情（第三四十三号）
- 労働基準法第四十條の特例に關する陳情（第三四十四号）

昭和二十二年十月九日（木曜日）
午後一時二十六分開会

本日の會議に付した事件。
○一般労働問題に關する調査承認要求に關する件

- 失業手当法案
- 失業保険法案

○理事（栗山良夫君） それでは定足數に達しましたからこれから委員会を開催いたします。

安定法案の十二條の改正案につきまして只今柴田専門調査員から報告がございましたが、この問題はまた衆議院の方においても未決定でございますので、参議院の委員会の意向を決定いたしました。そして、衆議院の方とも連絡を取る必要があろうかと存じますので、衆議院と予め打合せをいたしました案につきまして御意見を御交換頂きたい、こう思うのでございます。別に御意見ございませんでしょうか。

○堀 末治君 この修正案には異議ございません。

○理事（栗山良夫君） 只今御異議ない

付託事件

○職業安定法案（内閣送付）

○労働基準法の適用除外規定設定に關する陳情（第二五十二号）

○失業手当法案（内閣送付）

昭和二十二年十月九日【参議院】

という御発言もありましたので、衆議院で考えられております三つの項目の追加の点につきましては、参議院の委員会としても異議がないというふうなことに一應決定してよろしゅうございませうか。

○理事（栗山良夫君） それではさようにいたします。

○堀 末治君 今委員長の御提案になりました一般労働問題に対する調査のために議長に調査承認を要求する動議提出いたしました。

○理事（栗山良夫君） 只今堀委員から御発言がございましたが、これについて賛否の御意見を伺いたいと思っております。御異議ございませんでしょうか。

○理事（栗山良夫君） それでは只今の堀委員の御提案を決定いたしました。いたしたいと思います。

○堀 末治君 それではその調査内容については委員長に御一任をいたしましたと思ひますが、皆さんにお話を願いたいと思ひます。

○理事（栗山良夫君） 只今調査に対する具体的な方法、或いは國會の内部における取扱いにつきましては、委員長一任にいたしたいと思ひます。

○堀 末治君 それではさやうでございます。

○理事（栗山良夫君） 御異議がございませんようでございますから、さやうに取計たいと思ひます。

その次に、また労働大臣がお見えに

なつておりませんが、失業保険法案と失業手当法案につきましての質疑を只今から開始したいと存じます。

が、その前に私からちよつと発言をいたしたいと思ひますのでお許しを願ひたいと思ひます。

九月二十日の委員会であつたと思ひますが、この委員会におきまして職業安定法案の予備審査をいたしたわけでございますが、その第五十五條の職業安定機關の經費を國庫で支弁しなければならぬという條文に關聯いたしまして、私は或る地方即ち愛知縣の豊橋地方における基準監督署の寄附行為の問題を例に挙げまして、現に労働大臣が就任のとき寄附行為は一切中止するように命令が出ておられるにも拘わらず、現地においては依然として寄附行為が行われておられる。而もその寄附行為の過程において厳正中立であるべき行政機關が甚だ穩當を欠くような行為があつたということを例に挙げまして、さうしてこのことは強ち現場の係官だけの責でなく、中央において機關の設置を決定されながら國庫の費用が十分に出ないのが原因であるが故に、今後いかようにしてこういつたような機關の費用を國庫にお出し相成る予定であるかということをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○堀 末治君 御異議がございませぬやうでございますから、さやうに取計たいと思ひます。

○理事（栗山良夫君） 御異議がございませぬやうでございますから、さやうに取計たいと思ひます。

○堀 末治君 御異議がございませぬやうでございますから、さやうに取計たいと思ひます。

提出をいたして置きました。ただその中で過日御報告申し上げたことと文書で報告を受けましたこととの間に若干齟齬がございましたので、その点は訂正を申し上げたいと思ひるのであります。その要点は殆んど変りはないのでございませぬが、ただ過日の御報告の際に、基準監督署長が寄附者に謝罪の意味の会合を持ちまして、その会合の上で述べられたということをお聞きして、これは事実と相違いたしてございまして、たゞ、基準監督署の内部において当事者の間で行われたということとでございませぬ。それから組合の方でその話を聞いて直ちに抗議をしたという工合に申上げたが、それは抗議を保留して歸つたということとあります。

更に追加して参りましたことは、この基準監督署は中立の立場であります以上は、將來關係をいたしますところの資本家も、労働組合も、或いは公益代表の方も、共に開墾式に若し招待をされるとするならば招待いたしまして、さうして盛大に出発をすべきであると思ひます。去る日に盛大な開墾式が行われたのでありますけれども、労働者の代表は一人も招待をせらるることなく、招待された人の殆んど全部は寄附を行なつたところの事業主のみであつたということが傳へられました。豊橋地方の労働者は、今後の基準局の運用につきましてその性格上非常な不安を有しておられるやうなことが附加されて述べられておりますので、この点を併せて御報告を申上げて置きます。

以上前回の委員会における訂正補足を申上げた次第であります。

○深川タマエ君 失業手当法の第二條の二項でございませぬが、この法律が効果を發生いたしますのは、勿論この法案が通過いたして施行されて後でございますが、最近關東、東北を襲つた大水害のために、本人は働く意思を持つておられるが、工場が押し流されて相當派山失業した人ができております。政府では傾斜生産を遂行するために近い將來不急の産業を相當整理なさる御予定であつた筈であります。いろいろ御事情でそれが断行されずにおりましたところ、天然の力によりまして、水害罹災者に対しては誠に御氣の毒ではありますけれども、相當不急産業が整理されたことになつたと存じます。急ぐ産業は勿論復旧をお図りになるでございませぬが、急がない方の産業はそのまま分お置きになるとすると、失業者が非常に多く出ておられます。すでに予想していたことでもありますので、この際、これらの失業者に対して遡及して失業手当金を差上げるやうなことにならないか知らんとお尋ねいたすことが一つと、

それからその次には、第五條の失業手当金の額でございませぬが、これは終りから二行目を見ますと、標準報酬日額の百分の三十五に相當する金額から百分の七十五に相當する金額までの範囲内の金額を基準とすると出ておる

以上前回の委員会における訂正補足を申上げた次第であります。

○深川タマエ君 失業手当法の第二條の二項でございませぬが、この法律が効果を發生いたしますのは、勿論この法案が通過いたして施行されて後でございますが、最近關東、東北を襲つた大水害のために、本人は働く意思を持つておられるが、工場が押し流されて相當派山失業した人ができております。政府では傾斜生産を遂行するために近い將來不急の産業を相當整理なさる御予定であつた筈であります。いろいろ御事情でそれが断行されずにおりましたところ、天然の力によりまして、水害罹災者に対しては誠に御氣の毒ではありますけれども、相當不急産業が整理されたことになつたと存じます。急ぐ産業は勿論復旧をお図りになるでございませぬが、急がない方の産業はそのまま分お置きになるとすると、失業者が非常に多く出ておられます。すでに予想していたことでもありますので、この際、これらの失業者に対して遡及して失業手当金を差上げるやうなことにならないか知らんとお尋ねいたすことが一つと、

それからその次には、第五條の失業手当金の額でございませぬが、これは終りから二行目を見ますと、標準報酬日額の百分の三十五に相當する金額から百分の七十五に相當する金額までの範囲内の金額を基準とすると出ておる

以上前回の委員会における訂正補足を申上げた次第であります。

○深川タマエ君 失業手当法の第二條の二項でございませぬが、この法律が効果を發生いたしますのは、勿論この法案が通過いたして施行されて後でございますが、最近關東、東北を襲つた大水害のために、本人は働く意思を持つておられるが、工場が押し流されて相當派山失業した人ができております。政府では傾斜生産を遂行するために近い將來不急の産業を相當整理なさる御予定であつた筈であります。いろいろ御事情でそれが断行されずにおりましたところ、天然の力によりまして、水害罹災者に対しては誠に御氣の毒ではありますけれども、相當不急産業が整理されたことになつたと存じます。急ぐ産業は勿論復旧をお図りになるでございませぬが、急がない方の産業はそのまま分お置きになるとすると、失業者が非常に多く出ておられます。すでに予想していたことでもありますので、この際、これらの失業者に対して遡及して失業手当金を差上げるやうなことにならないか知らんとお尋ねいたすことが一つと、

それからその次には、第五條の失業手当金の額でございませぬが、これは終りから二行目を見ますと、標準報酬日額の百分の三十五に相當する金額から百分の七十五に相當する金額までの範囲内の金額を基準とすると出ておる

以上前回の委員会における訂正補足を申上げた次第であります。

○深川タマエ君 失業手当法の第二條の二項でございませぬが、この法律が効果を發生いたしますのは、勿論この法案が通過いたして施行されて後でございますが、最近關東、東北を襲つた大水害のために、本人は働く意思を持つておられるが、工場が押し流されて相當派山失業した人ができております。政府では傾斜生産を遂行するために近い將來不急の産業を相當整理なさる御予定であつた筈であります。いろいろ御事情でそれが断行されずにおりましたところ、天然の力によりまして、水害罹災者に対しては誠に御氣の毒ではありますけれども、相當不急産業が整理されたことになつたと存じます。急ぐ産業は勿論復旧をお図りになるでございませぬが、急がない方の産業はそのまま分お置きになるとすると、失業者が非常に多く出ておられます。すでに予想していたことでもありますので、この際、これらの失業者に対して遡及して失業手当金を差上げるやうなことにならないか知らんとお尋ねいたすことが一つと、

それからその次には、第五條の失業手当金の額でございませぬが、これは終りから二行目を見ますと、標準報酬日額の百分の三十五に相當する金額から百分の七十五に相當する金額までの範囲内の金額を基準とすると出ておる

以上前回の委員会における訂正補足を申上げた次第であります。

○深川タマエ君 失業手当法の第二條の二項でございませぬが、この法律が効果を發生いたしますのは、勿論この法案が通過いたして施行されて後でございますが、最近關東、東北を襲つた大水害のために、本人は働く意思を持つておられるが、工場が押し流されて相當派山失業した人ができております。政府では傾斜生産を遂行するために近い將來不急の産業を相當整理なさる御予定であつた筈であります。いろいろ御事情でそれが断行されずにおりましたところ、天然の力によりまして、水害罹災者に対しては誠に御氣の毒ではありますけれども、相當不急産業が整理されたことになつたと存じます。急ぐ産業は勿論復旧をお図りになるでございませぬが、急がない方の産業はそのまま分お置きになるとすると、失業者が非常に多く出ておられます。すでに予想していたことでもありますので、この際、これらの失業者に対して遡及して失業手当金を差上げるやうなことにならないか知らんとお尋ねいたすことが一つと、

ますが、財政的の方面で皆参つてしまつて、思われるのです。イギリス、ベルギー、スイツルのあのザンガルの、一八九五年のあの保険パールの例を見ましても、一九二二年、随分古い話であります、ロイド・ジョージの創設したときでも、ミス・ボン・フィールドが悲鳴を上げてしまつたような歴史もあるもので、なかくこれはむずかしい。この保険法が成功するのはなかく、財政的にむずかしいのじやないかというふうに考えられますが、それに対して政府のお方はどういふふうにお考えになつていらつしやるか。

それから又最後に、職業安定所に明確に失業者の認定をして行くことが果してできるかどうかというふうな点も、政府の御所信を一つ伺つて置きたい。

この失業保険法ができることは、誠に結構であり、賛成なのであります。が、それらの諸点について相当注意して頂きたい。そして又それに対する御所信を承りたいと思つたので、どうぞ一つお願い致します。

業体が非常に貧弱であれば貧弱であるだけに、それと同時に、いわゆるそこに働いておる労働者諸君も又貧弱な生活をおさなければならぬ。國家全体といたしまして、自然と生活の上で困難を來す者が沢山できて来るというところに相成るのであります。そういう面から考えますならば、先程申し上げましたように、いわゆる國家全体の保障によりまして、その社會保障制度のよくなるのを早く作ることが必要である。現在日本の企業体の止から見ますならば、むしろ國民全体の立場において、國民の生活を保障するような形にまで進んで行くことが必然的な結果になつて来るのではないと思われ

るわけでありませう。こういう点につきましては、成るべく企業体を健全に發達せしむることのために、その負担に堪え得るような程度にまで止めて行きたい、かように考えておるのであります。現に失業保険法或いは失業手当法は、これは國家が全部負担をしておりますので、失業保険法によつて受ける企業体の負担というものにつきましても、それ程大したものではないのであります。御承知の通りに國家が三分の一、それから経営者側が三分の一、労働者側が三分の一というふうな負担に相成つておりますので、實質的にはこれによつて企業体を弱体化するといふことの虞れはさうさしてないのではないかと考えておるわけでありませう。

更に失業保険法が僅かな金額でやれるかどうかということでありませう。が、この点につきましても、失業の對象になり得るものを想定いたしましたので、大体この範圍においてやり得るといふ見通しを以て出してあります。

で、御懸念になつておるような点はなく、済むのではないかと考えておる次第であります。

更に失業保険法が各國でそれ／＼失敗しておると、それはその費用の負担の面において堪え切れぬといふような結果だと、例えば英國において或いはスイスにおいてもさうであつたといふことではあります。が、今回の保険法によりまして國家が負担いたしましたところの財源は、曾ての英國に於いて失敗した程多額の金額ではございませぬので、むしろ國家財政の面から行けば、極めて少數の僅かな部分であつて、むしろ少きに過ぎやしないかというくらいに考えておる次第であります。こういう面から考えて見ますならば、今の失業保険法を制定しましたことによつて、將來財政上の均衡が破れて、遂に失敗するのではないかという虞れは殆どないと申上げて整支えないのであります。この点につきましても、むしろ少くないかというくらいに考えておるのであります。

その他の事柄については、他の政府委員から答弁して頂きます。

○政府委員(土井直作君) これらの保険法によりまして、その負担が、生産コストの中に入れておることを認めて貰えるかどうかというふうなお説であります。が、これは当然コストの中に算入されて然るべきだ、かように考えております。

○政府委員(土井直作君) 只今の答弁を補足いたしまして若干申上げたいと存じます。

生活保護法との予算の関係は、只今の

の負担にしろ、共済の組織で自立できることが非常に得策じやないかと思つて、生活保護法の委員会におきましては、失業保険法の制定に前進すべしといふような附帯決議をされておるような次第だと存じます。

それから安定所の認定の点でございませうが、これは保険法で申せば第二十一条にあるところのございまして、御指摘のごとく、保険法の実際の運用ではこの二十一條が、一問題のむずかしい点だと私たちが考えております。従いまして私たちは第二十一条の運用、即ち認定の基準になりませうなものを例示的に具体的に決めまして、地方の安定所には示したいと思つております。尙その基準等につきましても、失業保険委員会等にもお諮りいたしましたので、十分關係方面の意向を伺つた上で決めて参りたい、かように考えております。

○中野重治君 私は一般的な質問はもう終つてもよろうと思つておりますが、今植竹委員の質疑に対する答えから、一つだけお尋ねしたいと思つて、それは失業保険或いは失業手当その他をも含めたものと完全な一般的社会保険、そういうものを作りたいと政府では基本的には思つておるといふうに理解したのですが、さう取つて差支えないでじやうか。

○政府委員(土井直作君) さうお考えになつて差支えないと思つております。

○中野重治君 さうすると、さういふふうな政府当局が考えておることは、私としては非常に賛成なわけなんです。が、さうしますと、今問題になつておる國家公務員法案、あれはあの法案の

の御所信を伺つたと思つております。

困難が伴つて来るという事はお説の通りであります。併しながら日本の企

て、大体この範圍においてやり得るといふ見通しを以て出しておりますの

生活保護法との予算の関係は、只今

うのであります。而もそれは單なる國の一方的な負担によらない、三分の一

が、そうしますと、今問題になつておる國家公務員法案、あれはあの法案の

精神そのものに賛成するが反対するかの別として、あの中には恩給というものが取扱れております。そうしてその恩給といふものについて、恩給といふものを認める立場からすらもいるく、意見が出て、政府としても現在までの恩給法というふうなものは改めるつもりがあるといふふうな答へがありましたが、それがどういふふうに改められるにしろ、恩給といふようなものが、一般的な社会保険制度から独立して別個なものとして作られるといふことは、一般的な社会保険制度を確立して行こうという根本の趣旨に矛盾するものといふふうな受取られるわけですが、それでその点を政府側としてはどういふふうに統一しておるか。普通の解釈では、恩給といふものは、つまり官吏を公務員といふふうな名を改めるにしろ改めないにしろ、勤務者としての面から官吏として引離して、そうして官僚化して行き、恩給を興える代りに宣誓をしるとか、服従をしるとか、或いは秘密を守るとか、國家公務員法について見ると、その秘密を守る條項のごときは殆んどナンセンスであつて、役人を罷めて死ぬまで秘密を守れといふようなことが書いてあるが、そういうふうなものとは結びついた恩給という觀念は、働いた者に対して社会的に保護するといふ觀念とは非常に食い違つたものであります。それでその基本的一般的な考え方、社会保険制度の確立といふものについて恩給を作つて行こうといふ意見が現にあるのですから、政府内部においてこの三つの点に關して衝突があるのかないのか。一貫しておられるならば、どういふふうに統一されておるか。その点を伺いたいと思

ます。

○政府委員(土井直作君) 社会保険制度、保障制度といふものをそれらの角度において將來申上げなければならぬといふことは先程申上げた通りであります。併しこれは實際の面において考えますならば、日本のような非常に貧弱な國にいたしましては、國民全体の責任の上において、國民全体の生活を保障するといふことは私は必然だと考えておるわけでありまして、併しながらその時期はいつであるかといふことと、或いはその規模、範圍はどの程度であるかといふことは、これはまだ具体的に決定しておるわけでもないものであります。そういう方向に行こうといふ考え方があつたといふことを申上げるのであります。

更には具体的な御質問をいたしまして、公務員法の中にあります恩給制度といふものと、それから社会保険制度のものが、そこに一つ矛盾があるのではないかと御説であります。これは將來規模の如何によつて決定することには相違ありませんけれども、いわゆる社会保険制度といふようなものが大きな範圍において作られるといふことに相成りますならば、必然的にこの恩給制度に対しても改定を加えるような結果に相成ると思つておられます。若しそうでなくいたしまして、保障制度の埒外に、特例といつたしまして、恩給制度をそのまま存置するといふことになりますれば、一面において社会保障制度といふものの基本を壊すといふことにも相成ります。かように考えるわけでありまして、ですからその内容をいたしましては、これらのものを包含いたしまして、社

会保障制度といふものが存置されて行くといふことが当然であらうと考へておる次第であります。

尙公務員法にありまるところの、例えは恩給といふものは、これは飽くまでも勤続の面に対するところのものでありまして、いわゆる義務づけられた、例えは服従規程の中にありますような義務づけられたものに対する特別な方でない、即ち恩給はそういうふうなものでない、即ち恩給はそういうふうなものであると思つておられます。

○理事(栗山良夫君) それでは先ず第一章についての質疑を行つて頂くことにいたしていかうございませうか。そうして失業手当法案との關係が、ありまして、失業手当法案の方は臨時引用して質疑を加えて頂いて結構かと思ひます。

それでは私ちよつと質問いたしまし。第一章の、總括的になるかも知れませんが、第一條を以てしまして、「失業保険法は、被保険者が失業した場合に、失業保険金を支給して、その生活の安定を図ることを目的とする。」。こ

ういう工合にいわれておるのでございしますが、これが法律の目的となつておりますので、この法案がどういふ性格を持ち、どういふ工合に運用せられるかといふことはもう第一條によつて明らかになつておるのであります。これをもう少し敷衍して申上げますならば、失業となりました者を対象といたしまして、その全員に就職の日まで必要なる生活費を、最も簡便な方法で支給するといふことが具体的な目標でなければならぬと思つておるのであります。然るに本法で以下各條を審議して參ると明らかになると思ひますが、い

ろいろな制限、拘束が設けられておりまして、ややもしたますれば失業者を救つといふ根本精神から外れまして、失業者の適用を成るべく少くしたといふような氣持が窺われるのではないかと一つ。

而もその適用する人に対しまして、いろ／＼生活保障の面におきまして、又保障をいたすまでのいろ／＼な支給手続においても、煩瑣な点が規定されておられて、果して生活の不安に襲われておるところの、街頭に放り出された失業者が、こゝろいふような煩瑣な手続で、而も生活費を十分に賄えない。この失業手当で本心に安心して、次の生活を建直すまでのいわゆる食ひ繋ぎができるかどうかといふこと、ろに私は疑問を持つておられます。例へて申しますならば、先程深川委員からお話しがございましたが、生活保障金の問題にいたしまして、到底これは失業期間中、家族の生活費も含めての生活保障としては非常に足りないものであると思ひます。而もその支給が、最大限をいたしまして一ヶ年であり、その中で限られた日数に対してのみ支給が予定されておるといふようなことにつきましては、今後日本の労働事情がどういふような工合に展開し、そうして労働者の需給調整がなされるかといふことの見通しをしなければならぬと思ひます。ただ当面の目標を考へて見ますと、相当夥しい失業者が出るということが懸念されるのであります。そのときに果してこのよ

うな失業保険の相当強い枠が設けられておりますが、これで第一條の精神に合うような、失業者の救済といふものができるかどうかといふことについて

の御所見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(土井直作君) 只今の御質問であります。今度の失業保険法の中にはいろ／＼制限された條項があるために、失業保険法の趣旨であるところのいわゆる生活の安定を図るといふ、その目的に副わない結果ができるのではないかと一つあります。

が、本法の精神は御承知の通り、憲法の第二十五條に書いてあります。すべの國民は健康にして文化的な生活を営む権利を有するといふ條項に發しておるのであります。そういう面から見ますならば、でき得るだけ失業をしておりまるところの人々に対しては、廣い範圍において救済をしようといふことを考へておる次第であります。併しながら手続その他

の点においていろ／＼煩瑣な点があり、それが法律の趣旨に副わないような結果ができて来るのではないかと一つ御説であります。この点についてはできるだけ運営の上において万全を期して行きたいと思つておられます。そういうことのないように最善をいたしたいといふ考えを持つておる次第であります。

更に給付金が非常に少ないので、實際的にはその生活を保障するといふことに相成らぬのではないかと御説であります。これは失業者といふことと、この全額賃金を取るということとは、これは失業者といふことと、關係が当然でないことでもありま

るが、この場合におきましても、例えば保険給付の額の上におきまして、最高八〇%、最低四〇%、平均にいたしまして六〇%といふことに相成つておりますが、從來ありましたところの

五

(742)

という決議をしてしまつては、又その決定に當つて却て工合が悪い面もあるのではないか、かように考へておられますので、一つ今日は折角の御提案でありますけれども、こゝは留保して頂きたいということをお申上げたいと思ひます。

○岩間正男君 只今の御説明で大分分りましたが、ただ私は決定してこゝろというふうな強いことではななくて、労働委員会としてはこのことを熱心に希望しているということを通達することは何ら差支えがないのじやないか。そうして殊に決定される矢先になつておるとすれば、労働委員会との意向というものは相當重要な意味を持つと思ひます。従ひまして各派に各委員がよく話合つて、そういう空気を身めることをすると同時に、労働委員会自身が又かような意向を反映させるという、つまり縦横の働きをすること、この問題を処理決定する最もいい方法だと私は感ずるのであります。そういう点からこれはまあ保留という御意見もありましたけれども、私としましてはこれはそういうような希望的な意見を労働委員会の意向として通達するということはお探上げを願ひたいと思つておられます。

○理事(栗山良夫君) 天田委員にちよつと御質問を申上げるわけでございますが、運営委員の方の議には上つておることを私も承知しておりますが、委員長会議の方もこれは相當深い関係があらうかと思ひますが、そちらの事情は御存じでございますか。

○天田勝正君 委員長会議は現在の二度目に持ち込まれてからはまだ開いておらないように私は記憶しております。

○理事(栗山良夫君) 天田委員にちよつと御質問を申上げるわけでございますが、運営委員の方の議には上つておることを私も承知しておりますが、委員長会議の方もこれは相當深い関係があらうかと思ひますが、そちらの事情は御存じでございますか。

○天田勝正君 委員長会議は現在の二度目に持ち込まれてからはまだ開いておらないように私は記憶しております。

第八部 労働委員会公議録第十号

す。尙今後は付託するに當つて大体の空気が、これは私が言つたというふうな責任に取られちやちよつと困ります。大体の空気がそういうところからしよつかというふうな問題については、やはりただ議長が託するというだけではなくして、一應運営委員会に諮られれば各派の意向は分るのであるからして、運営委員会に一つ諮つて貰つたら、慎重を期して一つの委員会にやつたらいいじやないか、こういうふうな附帯をしてやろうという空気が相當濃厚であるという状態です。質問のお答えにならないかも知れませんが、そういうふうなわけでございます。

○理事(栗山良夫君) 只今岩間委員の御提案の事項につきましては、お聞き及びのうちに、岩間委員は労働委員会として、決算委員会と合同の委員会に労働委員会も決議権を持つて臨むところまでも、その権限を労働委員会に認めて貰ひたいという強い意思表示をいたしたいという希望が述べられました。ことに對しまして、天田委員からは次の運営委員会にはいずれにかはつきり決定する段取りに運営委員会の方で昨日決定されたので、一應労働委員会としてこの問題は保留したい、こういう御意見のように伺いました。その他これは非常に重要な問題でございますので、すでにこの前の労働省設置法案のときに、労働委員会の二、三の委員の方々からもそういうお話もあつたわけでございます。この労働委員会として二回目の問題にぶつかつたわけでございますので、各委員から御諒の御意見を伺ひまして、そうしてその方向に態度を決定したい、こういう工合に考へます。いかがでございますか。

○中野重治君 今天田委員からお聞きしましたところでは、現在の委員会の所管事項とか運営の仕方とかに關する現行法といひますか、院内の法規といひますか、そういうものの範圍ではそれができないという意見、それからその範圍内でもできるという意見、又範圍内でもないならばそれを要すればよいじやないかというふうな意見、そういうふうなことがあることが分つたのであります。私が余り知りませんが、実情としてやはりこの問題については決算委員会と労働委員会の連合委員会としてこれを処理する。従つて労働委員会がこれへ列席した場合は発言権と共に決議権をも持つところへせひ行きたい。こういうことを労働委員会として適當な方法で申入れをするということに賛成なんです。

その理由を申しますと、大体これは理由は私が言うまでもない、理由は皆分つておるといふところに來ておると思ひますけれども、更に重ねて私の考えを申しますと、今度の問題は非常に大きいというところは皆が自覚されておる。それでそれから一方で十人も証人を呼んで、衆議院と参議院との両方の決算委員会が連合審査会を開いてその意見を聞いておる。それからこの間の労働委員会へは労働組合の代表が來て事情を説明しようという申出があつて、労働委員会はこれを承して、時間の關係上決算と労働の合同委員会を話して貰つたというふうなこともあります。一方これは非常に沢山の六十方以上の官公廳労働者に關係しますし、そ

れから今までの政府委員の答弁なんかにも現れておりますように警察官の問題にも關係して來ます。この警察官の問題は今日までは労働組合を作る権利から除外されていて、そのために非常に問題があつたのですが、これが中央の國家の警察官、或いは地方自治体の警察官というふうなものに分れて行くかも知れんかというふうな案の内示もありました。そういう問題がござります。それから学校關係の教育労働者の問題も關係して來る。非常に問題が大い。且つ國家公務員法がどういふ形であるかという問題は、新しい憲法ができて日本の生活が民主化されるにつれて、將來十年も五十年も百年余にも亘つて非常に大きな作用を及ぼして來る。そういう意味で國家公務員法というものがどういふ方向に向つて行くかということについては、今まで國家がやつて來た仕事に、うまく行けば、何といひますか、画龍点睛の役目をつとめる。まず行くけば逆の方に走つてしまふ。非常に大きい且つ將來長い期間に亘つて影響を及ぼす問題であるといふことが一般に理解されておると思ひます。それでいろいろ公職会その他の問題にも出て來ておると思ひますが、我々もそのつもりで直接労働委員会にもおるわけですから、或る程度熱心にやつておるのですが、實際今度は連合委員会に出て行きますと、こういうことを労働委員会に出て言ふのは少しおかしなかも知れませんが、労働委員の方は非常にばらつと出ておられる。労働委員は少くとも總体的にずつと多い。そうして調査もし、これは管轄の仕事にも關係しますから調べ意見を述べておるわけです。併しそ

昭和二十二年十月九日

の今までの成行き上はそのばらつと出ておられる決算委員会の方で、これはこゝろの繩張りだといふような形で行くのでは、何とも力感を入れてもつかされるような形に仕組がなつておるといふことになると、実に工合が悪い。だから問題が重要であるといふことは、これが非常に多くの勤勞者の生活に關係するといふこと、外部からも内部からも意見が出ておるといふこと、それからこれは日本の運命に關して、將來に亘つてこれを決定する力があるといふこと、こういう根本理由と、それから現実の問題としての連合委員会における決算委員たちの力の入れ方と、労働委員の力の入れ方と、これは現象ですから必ず此の中を私は付随するわけではありませんが、何回か重ねて來た現象を眺めて見ますと、どうしても労働委員会の方が大變力感を入れておるといふふうな感じられるわけです。この問題の性質と、それから實際の扱われ方の現象面から推して、どうしてもやはり労働委員に決議権あるものとして、あつて出るように取計らつてほしい、こういうふうな考へるわけなんです。

○理事(栗山良夫君) 只今天田委員から、運営委員の内情につきましてもう少し御報告したいので、ここで一時懇談会に移行して頂けないか、こういうお話がござりましたが、いかがでございますか。

○理事(栗山良夫君) 只今天田委員から、運営委員の内情につきましてもう少し御報告したいので、ここで一時懇談会に移行して頂けないか、こういうお話がござりましたが、いかがでございますか。

○理事(栗山良夫君) 只今天田委員から、運営委員の内情につきましてもう少し御報告したいので、ここで一時懇談会に移行して頂けないか、こういうお話がござりましたが、いかがでございますか。

午後三時三十分懇談会を終る

七

この労働委員会においてかようである

午後三時三十分懇談会を終る

七

743

○理事(栗山寛夫君) それでは委員会を再開いたします。先程岩間委員から御提案になりました国家公務員法案の審議採決に関するところの決算労働委員会の合同審査、採決の問題につきまして、各委員から熱心な御意見の交換がございました結果は、各委員お聞き及びの通りでございますが、結論といたしまして、この問題は、明日の運営委員会で決まりと決定されるということが、竹下、天田両委員から、運営委員会に出席されております関係上、具さに報告されたわけでございます。従いまして明日の運営委員会の決定の際に、少くとも今日ここで討議されたことが十分に織込まれて決定されるような正合に取運ぶのが極めて望ましいと考えますので、各委員は所属党派におきまして選出の各運営委員会の方々に、本日の労働委員会の空気を十分にお伝え願う、とそれからいま一つは、労働委員会といたしましても、明日の運営委員会に傍聴として出席いたしました、そうして本日のこの労働委員会の空気を運営委員会にお伝えをいたしたい、こういうようなこととに概略いたしますと相成るかと思存じます。この点で取運びましていかかでございますでしょうか。

【賛成】と呼ぶ者あり

○岩間正男君 さっきの中野委員の提案とちよつと違ふところがあるように思ふのですが、つまり希望条件をやはり正式に伝えるというような意味ではなかつたですか。労働委員会としての希望の意思表示をですね。

○理事(栗山寛夫君) 少くとも今度の国家公務員法案の審議採決に当つては、決算労働委員会合同処理を希

望する、そういうような希望を労働委員会として運営委員会に申出たい、こういうことだと思ひますが、それでよろしゅうござりますか。只今のようなことで御了解願えましようか。……それでは本日の委員会は、別段御発言もなければこれで散会いたしたいと存じます。

午後三時二十七分散会
出席者は左の通り。

理事

堀 末治君

小川 久義君

栗山 良夫君

委員

天田 勝正君

千葉 信君

荒井 八郎君

平岡 市三君

植竹 春彦君

紅露 みつ君

平野善次郎君

深川タマエ君

竹下 豊次君

堀井 伊介君

櫻積眞六郎君

中野 重治君

岩間 正男君

政府委員

土井 直作君

労働事務官
(職業安定局長)

上山 顯君